

国立研究開発法人森林総合研究所の
平成27年度に係る業務の実績に関する評価書(案)
の概要

27年度評価

項目		年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
			評価	評価	評価に至った理由	
研究開発	第1-1(1)A	地域に対応した多様な森林管理技術の開発	①地域に応じた苗木植栽オプションを提示する。 ②森林の物質循環を維持するための診断指標を策定する。 ③北方林の地域レベルで天然林施業の適否を判断する手法を開発する。 ④スギ実生の発生動態から更新機会が制限されるメカニズムを解明する。	B	B	・多雪地域での植栽や乾燥環境となる夏季植栽について、コンテナ苗の活着や成長特性が明らかにされており、従来の裸苗植栽に対してコンテナ苗の活用事例が提示された。 ・物質循環に関する項目について、土壌浸食、土壌生産力、環境変動に着目した指標が策定された。 ・北方林の天然更新が可能な条件が明らかにされた。 ・多雪地域でのスギの天然更新に関する根株の役割が解明された。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。
研究開発	第1-1(1)B	国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発	①北方林業における伐採・造林一貫システムを構築して、その適用条件及びコストの評価を行う。 ②コーディネート組織の需給調整機能を解明する。 ③森林経営の経済分析手法を開発し、林業所得拡大方策を提案する。	B	B	・伐採・造林一貫システムに関して、北海道で労力やコストが削減できた事例の提示や適用条件の評価等が行われた。 ・コーディネート組織の実態調査等から、原木流通の効率化のために必要な課題を明確にされた。 ・立地条件に対応して林業所得と費用を推計する手法を開発し、伐期別に分析を行い、林業所得拡大方策が提示された。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。
研究開発	第1-1(2)C	木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	①作業時間分析に基づき、スギ大径木から心去り角製品を生産する製材コストを明らかにする。 ②重量測定が不要な強度性能の非破壊的な評価技術を開発する。 ③構造用パーティクルボードを開発し、その品質管理手法を確立する。 ④シロアリの野外における生息状況と気象環境等との関係を解明する。	A	A	・送材車付帯鋸盤による作業時間分析に基づき、スギ大径木から心去り角製品を生産する製材コストが明らかにされたことは、効率的な製材システムの設計に資する。 ・強度性能を重量測定を行わずに非破壊的に評価できる技術が開発されたことは、製品性能測定の簡易化に寄与する。 ・これまでなかった構造用パーティクルボードが開発され、その試験方法や評価基準値の開発により、JIS規格が改正されたことは、産業界・社会のニーズに対応した成果として高く評価できる。 ・現状に即したシロアリの野外生息マップの作成は、木造住宅等に対する信頼性の向上に資するものである。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことに加えて、これまで開発に取り組んでいる国産材直交集成板(CLT)については、建築基準法に基づく告示に反映されるなど、政策的に大きく貢献したことを高く評価して「A」と評価する。
研究開発	第1-1(2)D	新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発	①木質バイオマスのエネルギー利用ビジネスモデルの提案を行う。 ②トレファクション燃料の連続生産と小規模利用技術の実用化に向けた装置運転データ収集及びペレット燃料利用実証を行う。 ③改質リグニンをベンチプラントにおいてキログラムレベルで製造し、各アプリケーション技術開発に供給できる体制を確立する。 ④ウッドプラスチック(WPC)の耐久性向上に寄与するヤナギ葉の添加剤としての機能を明らかにする。	A	A	・小規模木質バイオマス発電施設に対する燃料供給と熱電供給事業の採算性について検討し、発電規模に応じた採算ラインが具体的に提示された。 ・トレファクション燃料や改質リグニンの製造技術の開発は、いずれもプラントの安定的な継続運転に関するものであり、社会実装に繋がる成果である。 ・オノエヤナギ由来フラボノイド化合物の抗酸化作用の確認とWPCへの添加による耐久性の向上は、新機能の開発に資するものである。 ・さらに、セルロースナノファイバーの効率的製造法に関する実証試験については、ベンチプラントにより継続的に一定量のサンプル生産が可能となり、製品開発の加速化につながることから、年度計画を超えた優れた成果である。 以上とおり年度計画を超えた成果を得ていることを高く評価し、「A」と評価する。
研究開発	第1-1(3)E	森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発	①森林炭素蓄積量調査データの分析により、モニタリング手法の精緻化を図る。 ②炭素動態に関して光環境観測手法を精緻化する。 ③枯死木の炭素動態の予測手法を精緻化する。 ④熱帯森林劣化地域で実施される森林修復事業において、修復後の森林に期待する生態系サービスに応じた修復戦略を明らかにする。 ⑤100種以上の熱帯林樹種の樹高に応じた光合成特性を明らかにする。	A	A	・土壌炭素蓄積量のデータ解析から、時間変動の有無、空間変動をもたらす要因が明らかにされたことは、モニタリングを精度良く進めて行く上で重要な知見である。 ・森林の炭素動態に深く関わる光合成有効放射量を、一般気象データから正確に推定する手法を開発している。 ・森林の炭素動態の一部である枯死木の分解速度について、日本各地のデータを基に環境要因をモデルに反映させて予測手法の精緻化が図られている。 ・熱帯において実施された事業の情報整理や熱帯樹種の光合成特性の解明から、炭素固定の観点から熱帯林管理に関する方向性が提示されている。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことに加えて、これらの研究成果が国際的な森林管理制度に活用されるなど、政策的に大きく貢献したことを高く評価し「A」と評価する。
研究開発	第1-1(3)F	気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	①地球温暖化の進行が水資源賦存量や流況等に与える影響を総合的に評価する。 ②渓流水の水質形成過程の変動予測手法の精度向上をさせる。 ③近年発生した山地災害について、現地調査をもとに発生メカニズムを推定し、長期的な気候変動との関係を解析する。	B	B	・地球温暖化シナリオにしたがって水資源賦存量や水流出の予測計算を行い、森林流域の水収支と流況や融雪流出特性の変動を総合的に評価できたことは、気候変動に対応して森林の水資源涵養機能を高度に発揮するための森林管理技術に資する。 ・森林からの良質な水の供給には流域の土壌保全が必要であることを、ケイ酸濃度の推移を基に示したことは評価できる。 ・森林の崩壊防止機能を評価する際、バイオマスの総量のみならず、地質条件と樹木根系の分布特性との関係も考慮する必要性を示したことは、重要な成果である。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。

27年度評価

項目		年度計画	大臣による評価(案)		
			自己評価 評価	大臣による評価(案) 評価 評価に至った理由	
研究開発	第1-1(3)G	<p>森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発</p> <p>①シカ個体数管理のための捕獲システムを開発し、適用条件を明らかにする。 ②亜熱帯域島嶼における南根腐病の被害現状と伝播様式を明らかにし、その発生や拡大に関わる要因を評価する。 ③REDDプラス環境セーフガードについて国際的枠組みに沿った参画の促進につながる在り方を明らかにする。 ④シカの採食圧による森林の下層植生衰退が鳥類群集に与える影響を評価する。</p>	A	A	<p>・シカ個体数管理のための捕獲システムについては、「ローカライズドマネジメント」を評価・実証するとともに、その成果を積極的に発信したことは、今後のシカ被害対策の推進に繋がるものである。 ・南根腐病については、被害の現状と伝搬メカニズムの解明にとどまらず、被害対策として環境負荷が少ない生物農薬の研究にも着手したことは評価できる。 ・REDDプラス環境セーフガードについては、事例集の作成とチェックリストの開発が行われ、世界的な森林管理・利用技術の向上に寄与することは、高く評価できる。 ・シカの採食圧に起因した下層植生の衰退状況と鳥類群集との関係が明らかにされ、成果に基づいて簡便な調査手法が提案されている。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことに加えて、これらの研究成果は、実用化のレベルにより近づく成果であり、普及に向けた取組が積極的に行われるなど、政策の実現に大きく貢献したことを高く評価し、「A」と評定する。</p>
研究開発	第1-1(4)H	<p>高速育種等による林木の新品種の開発</p> <p>①概ね60品種を目標として初期成長の早いスギ品種等の新品種を開発する。 ②エリートツリーの開発推進のため、検定林データの収集、候補木の選抜、適時に人工交配等を進める。 ③開発したエリートツリー等を特定母樹に申請する。 ④スギの材質等の有用形質と連鎖したDNAマーカーのとりまとめを行うとともに、ゲノム情報を利用した育種高速化の技術を体系化する。 ⑤マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術を開発する。 ⑥台湾、太平洋共同体事務局(SPC)との共同研究に基づき、日本産・台湾産・フィジー産テリハボク家系の評価を進める。 ⑦耐乾燥性に優れたメリアについては、これまでに開発してきたDNAマーカーを用いたメリア天然林等の遺伝構造解析を進める。</p>	A	A	<p>・年度計画の新品種の開発数を達成するとともに、検定林データの収集、候補木の選抜によりエリートツリーの開発を進め、エリートツリー等から34系統が特定母樹に指定されたことは、優良種苗確保の上で評価できる。 ・第二世代精英樹同士の人工交配を実施し、第三世代精英樹の選抜母集団を育成するための基盤を作った。 ・DNA情報と形質データの集積により有用形質に関連するマーカーを明らかにし、短期間で選抜する手法を体系化したこと、個体の検定データの統計解析により優良品種等の選抜期間を短縮することが出来る「前方選抜」の方法を我が国の林木育種において初めて開発したことは、林木育種の高速化を図る上で評価できる。 ・海岸林再生に必要なマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の開発や温暖化に伴う気候変動への適応策に資する品種の開発など、多様なニーズに対応するための育種技術の研究が行われた。</p> <p>以上のとおり全体として年度計画を達成したことに加え、林木育種については「前方選抜」という手法の導入により育種の高度化に取り組むなど、政策に大きく貢献したことを高く評価し、「A」と評定する。</p>
研究開発	第1-1(4)I	<p>森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発</p> <p>①マツ材線虫病の拡大で消滅が懸念されるアカマツ天然林の林分構造の変化と遺伝的多様性に及ぼす影響を解明し、生息域内保存の遺伝資源の適切な管理方を提示する。 ②アカマツの環境適応性を明らかにする。 ③多様なサンプルから抽出したDNAからバーコード配列を解読する手法を開発して汎用性を高めることで、DNAバーコードシステムの充実を図る。 ④GolS過剰発現ポプラについて、水分生理的な視点から耐塩性の評価を行う。 ⑤オオシマザクラのシュート再生系の開発を行う。 ⑥菌根性食用きのこの人工栽培化に向け、アカマツの菌根菌を広葉樹に感染させる技術を開発する。 ⑦機能性成分のアルカロイド類を効率的に生産するため、機能性樹木であるカギカズラの根の液体培養条件を解明する。</p>	B	B	<p>・マツ材線虫病による故損が著しいアカマツ天然林の林分構造の変化を明らかにし、遺伝的多様性の減少が加速しつつあることを明らかにしたこと、早急なマツ材線虫防除、種子採種・保存の必要性といったアカマツ遺伝資源の多様性を確保するための管理方を示したことは、遺伝資源の保存のために評価できる。 ・アカマツの相互移植試験から、南から北への種苗移動は生存率や成長に悪影響を及ぼすという環境適応性を明らかにしている。 ・核のITS領域の追加、プライマーのデザイン変更、さく葉標本等に対する酵素処理といったDNAバーコードシステムに関連した技術開発が進められている。 ・GolS過剰発現ポプラの耐塩性には、浸透調節ではなく、気孔開度低下と水分損失の減少が関与するというメカニズムを明らかにしている。 ・オオシマザクラ生葉からシュートの再生に適した培地や培養条件を検討し、シュート再生率が40%の条件を明らかにしている。 ・アカマツと特異的な共生関係にあると考えられていた菌根菌のヌメリイグチをオオシマザクラに感染させることに成功し、菌、植物ともに良好に成長することを確認している。 ・植物ホルモンの一種であるIBAの濃度がカギカズラの根の増殖に影響することを見だし、IBAを用いた最良の液体培養条件を明らかにした。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
研究開発	第1-1(5)	<p>研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進</p> <p>①森林の成長や動態のモニタリング、水文及び水質や積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続する。 ②収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管するとともに、データベースとして整備・公開する。</p>	B	B	<p>・森林研究の基盤として重要な中～長期のモニタリングを着実に実施し、データの公開も進めている。 ・標本採取が行われ、データベースでの公表も実施されている。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
研究開発	第1-1(6)	<p>林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布</p> <p>ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 ①育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1,200点を探索・収集する。 ②生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。 イ きのご類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 ③きのご類等微生物の遺伝資源について、概ね100点を探索・収集し、増殖・保存及び配布を行う。 ウ 種苗等の生産及び配布 ④都道府県等に精英樹特性情報を提供する。 ⑤特定母樹及び新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。</p>	B	B	<p>・林木遺伝資源については、絶滅危惧種など年度計画を上回る点数が探索・収集された。これらの林木遺伝資源を保存園、貯蔵施設などに適切かつ効率的に保存し、成体、種子、花粉について特性評価を実施したこと、これまで収集した遺伝資源が要請に応じ配布、活用されている。 ・きのご類等については、計画通り100点のが収集・保存され、配布実績も認められる。 ・ホームページ、個別の問合せなど様々な機会に精英樹の特性情報が提供された。 ・特定母樹及び新品種等の種苗については計画的な生産が行われ、都道府県等の苗木や穂木の配布要望に対応した。 ・標本等についても、大学や公立博物館等、幅広い要請に対応した実績がある。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>

27年度評価

項目			年度計画	自己評価	大臣による評価(案)	
				評価	評価	評価に至った理由
森林保険	第1-2(1)	被保険者の利便性の確保	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。	B	B	森林保険業務の実施に関し、森林総合研究所に森林保険センターを設置し、森林組合系統や損害保険会社等から必要な人材を確保して配置するとともに、全国に森林保険契約の引受けに係る窓口を整備したこと等により、従来の国での事業実施時とを比べて、被保険者の利便性の低下を招くことのない体制を整備し、円滑に事務を執行したこと及び利便性の向上に向けた課題等を把握した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。
森林保険	第1-2(2)	加入促進	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。	B	B	・ 各種媒体を用いた広報活動による制度の普及を実施した。 ・ 加入促進に関する課題の把握を行った上で、重点的取組を整理し、これに沿って活動を行った。 ・ 森林所有者への効果的な働きかけ等に資する、業務委託先の事務担当職員への指導の強化等に取り組んだ。 ・ 林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。
森林保険	第1-2(3)	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化	ア リスク管理体制の整備 ①適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備する。 ②外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置する。 ③森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 ④適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 ⑤適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備する。 ⑥実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 ⑦独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。	B	B	・ 業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置した。 ・ 森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、及び同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的な知見から点検実施した。 ・ 金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上に取り組んだ。 ・ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示することとしている。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。
森林保険	第1-2(4)	研究開発との連携	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。	B	B	・ 気象災害等に係る研究開発部門と連携し、業務の高度化を図るための森林気象害リスク評価手法に関する研究の実施基本計画を作成している。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。
水源林造成	第1-3(1)ア	事業の重点化の実施	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。	B	B	・ 年度計画に基づき、全ての新規契約箇所が、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内に限定し契約が締結された。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。
水源林造成	第1-3(1)イ	事業の実施手法の高度化のための措置	a 公益的機能の高度発揮 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。 b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。 c 搬出間伐と木材利用の推進 ① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。 d 森林整備技術の高度化 ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。 ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。 ③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。	B	B	水源林造成事業における事業の実施手法の高度化を図るため、 ・ 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めた。 ・ 期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んだ。 ・ 搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んだ。 ・ 技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。

27年度評価

項目			年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
				評価	評価	評価に至った理由	
水源林造成	第1-3(1)ウ	事業内容等の広報推進	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成26年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施するとともに、中間取りまとめ結果を研究発表会等を活用し広報する。	B	B	・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林農地整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報した。 ・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めた。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。	
水源林造成	第1-3(1)エ	事業実施コストの構造改善	森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。	B	B	・平成27年度においては、作業道における丸太組工法の導入促進や間伐工程の見直しなどの森林施業のコスト削減に努めた。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。	
水源林造成	第1-3(2)ア	計画的で的確な事業の実施	特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。)を確実に実行。	B	B	・年度計画のとおり、完了後の評価に係る業務を確実に実施したことから「B」と評価する。	
水源林造成	第1-3(3)	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施	債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に実行。	B	B	・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還が計画どおり確実に実施された。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。	
研究開発	第1-4	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	①各機関との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施し、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。 ②東日本大震災後の海岸林の再生や放射能汚染被害への対応に関して、関係機関との連携を強化して、調査研究を継続し、成果とりまとめを進め、関係者への適時適切な情報発信に努める。 ③国、関係研究機関、民間団体等との調整機能を高め、連携協力体制を強化し、迅速な成果とりまとめと情報発信に努める。 ④自然災害といった緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業政策に対応するため、行政機関等への情報の提供や各種委員会等へ専門家の派遣を行う。 ⑤国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。 ⑥受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。 ⑦産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組む。 ⑧森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。 ⑨林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。	B	B	・山地災害発生時の緊急対応では、現地調査や対策委員会へ専門家を派遣することで助言・指導を行っており、社会要請に適切に対応できた。 ・東日本大震災被害に伴う海岸林被害、放射能汚染被害への対応では、関係機関主催委員会、講演会、シンポジウム、手引書の作成、ポータルサイト開設を通じて最新の知見が広く社会に発信された。 ・計429件の研究分担を行っており、十分に他の研究機関との連携・協力がなされた。 ・林業研究・技術開発推進ブロック会議では事務局として関与し、都道府県立林業試験研究機関との連携・協力がなされた。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。	
研究開発	第1-5	成果の公表及び普及の促進	(1)成果の公表及び広報 ①研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の手段を活用した広報活動を推進する。 ②公開講演会や、公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。 ③国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果を積極的に発表し、研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。 (2)成果の利活用の促進 ④普及可能な技術情報を分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表する。 ⑤自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 ⑥知的所有権については、目的に応じて取得し、効率的な維持管理を図り、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供する。	B	B	・研究員一人あたりの発表論文数は1.06報と目標1.0を上回った。 ・前年度に引き続き、「耐火集材材」に関する特許について新規に実施許諾契約を締結しており、成果の実用化がなされた。 等、年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。	

27年度評価

項目		年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
			評価	評価	評価に至った理由	
研究開発	第1-6	<p>専門分野を生かしたその他の社会貢献</p> <p>(1)分析及び鑑定 ①研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2)講習及び指導 ②研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行う。 ③若手研究者等を研修生として受入れる。 ④海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れる。 ⑤都道府県等に対し、採種(穂)圃の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行う。講習会を合計20回を目標に開催する。 (3)国際機関、学会等への協力 ⑥国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 ⑦政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。</p>	B	B	<p>・分析・鑑定については、外部からの依頼に適切に対応した。 ・講習・依頼についても外部からの依頼に適切に対応しており、大学・県・民間からの研修正やJICAの個別研修による海外からの研修生の受け入れによる国際的な人材育成に寄与した。 ・国際機関等への専門家派遣、海外の大学や国際研究機関との共同研究など、国際機関・学会へ協力した。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
	第2-1	<p>効率化目標の設定等</p> <p>(1)効率化目標 ア 研究開発 ・人件費を除く運営費交付金予算で行う業務については、平成26年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額以上の削減を行う。 イ 森林保険業務 ・費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営をし、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 ・業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 ・平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については40%、人件費については22%、事業費については22%削減する。 (2)給与水準(研究・保険・水造) ・国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	B	B	<p>(1)効率化目標 ア 研究開発 ・研究開発業務の運営費交付金については、対前年度比で一般管理費3%、業務経費1%の削減目標が達成された。 イ 森林保険業務 ・森林保険業務については、費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図るとともに、効率的な業務運営をより着実なものとするための取組が行われた。 ウ 水源林造成事業等 ・水源林造成事業等については、平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については46.3%、人件費については26.2%、事業費については23.6%削減された。 (2)給与水準 ・給与水準については、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給された。また、検証結果や取組状況がホームページ上で公表された。なお、ラスパイレス指数は100以上であったが、地域手当、単身赴任手当、広域移動手当及び扶養手当の受給者の割合が国に比して多かったためであり、妥当であると考えられる。</p> <p>以上のとおり年度の目標を達成していることから「B」と評価する。</p>	
	第2-2	<p>資源の効率的利用及び充実・高度化</p> <p>(1)組織等 ・試験林については、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整備を図る。 ・「森林保険センター」を設置する。 (2)保有資産 ・研究開発の島津実験林(京都市伏見区)及び宇治見実験林(京都市伏見区)は、独立行政法人通則法第46条の2に基づき、国庫に納付する。連光寺実験林(東京都多摩市)については、平成27年度から保有資産検討委員会を立ち上げ、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置を取りまとめる。 ・水源林造成事業のいずみ倉庫(福島市)については、除染の実施状況等を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。 ・共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図るとともに、研究施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。 (3)職員の資質向上 ・研究職員については、研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。 ・学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内留学や流動研究による研究交流を促す。 ・森林整備センターについては、「人材育成の基本的考え方」(平成27年1月策定)に基づき、職員を各種研修等へ参加させる。 ・法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、研修等特別教育の情報を周知する。 ・外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、研修等を通じて役職員への周知徹底をする。 ・研究開発においては、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知を徹底し、法令を遵守する。 ・男女共同参画事業を推進する。</p>	B	B	<p>(1)組織等 ・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」が設置された。 (2)保有資産 ・保有資産については、研究開発の連光寺実験林・島津実験林・宇治見実験林の返納に向けた手続きが進められるとともに、施設・設備・機械のメンテナンスについては、外部委託が行われた。 (3)職員の資質の向上 ・職員の資質の向上については、研究職員向けの各種研修、本所・森林整備センター・森林保険センターそれぞれにおける法令遵守に関する研修等の実施、各種男女共同参画事業が実施された。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	

27年度評価

項目			年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
				評価	評価	評価に至った理由	
総務 (共通)	第2-3	契約の点検・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 ・「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開を着実に実施する。 ・入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 ・「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成)を踏まえた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化し、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備する。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画については、重点的に取り組む分野として挙げた①研究開発用に係る物品及び役務の調達、②業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し、③一者応札・応募の改善に係る取組をすべて実施した。また、調達に関するガバナンスの徹底として挙げた①新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立、②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組に係る取組がすべて実施された。 ・一者応札・応募、競争性のない随意契約については、契約件数・額が増加したのは新規委託研究事業の受託の増加、森林保険事務委託の追加のためである。 ・入札監視委員会、契約監視委員会、監事、会計監査人により、入札・契約事務の適切な実施について審査・監査を受けた。 ・監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の外部研修への参加など、内部監査体制が整備され、監査機能が強化された。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
総務 (共通)	第2-4	内部統制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人への移行に伴い、変更した業務方法書に規定する内部統制に係る事項に関し整備した関係規程等を踏まえ、業務全般について、PDCAサイクルを有効に機能させる。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・5つの重点リスク「業務の有効性・効率性の確保」、「法令遵守」、「情報セキュリティの確保」、「契約の適正性の確保」、「コンプライアンス体制の確立と取組」を取り上げ、各リスクについて3業務ごとに具体的な対応方針を策定し、実施状況を点検することにより、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化が図られた。 ・3業務を適正、有効かつ効率的に推進するための「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」が策定された。 ・研究開発業務において、不適正経理処理事業を踏まえた再発防止策の徹底に取り組んだ。 ・森林保険業務において、情報セキュリティの確保に向け、全職員を対象とした研修が実施されたことに加え、委託先であるシステム運用会社や森林組合系統に対する指示・指導などにより、森林保険センターが扱う情報の漏洩防止等が取り組まれた。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
総務 (共通)	第2-5	効率的・効果的な評価の実施及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 ・研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 ・研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 ・一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・本所・各支所において外部有識者による研究評議会を開催され、外部有識者の意見が次年度計画等に反映された。 ・研究職員について、研究業績・内部貢献・外部貢献・業務推進の部をそれぞれ勘案して総合評価が行われ、資源の配分・処遇に反映された。 ・一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価が実施された。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
総務 (研究開発)	第3-1(1)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・上下水道の使用量の削減、リース車の削減、土地の賃借の見直しにより経費が節減され、一般管理費3%、業務経費1%の削減目標を達成した。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
総務 (研究開発)	第3-1(2)	自己収入の拡大に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に競争的資金、委託プロジェクト等を獲得する。 ・業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入を確保する。 ・種苗の配布についても優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、自己収入を確保する。 ・特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化させる。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・政府受託、科学研究費助成事業による研究、研究開発補助金などにより前年度以上の件数・金額の外部資金を獲得した。 ・実施許諾の可能性の少ない特許5件を放棄し、特許保有コストを低減するとともに、特許権の実施許諾契約を新規に1件締結し、特許収入の拡大を図った。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	

27年度評価

項目		年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
			評価	評価	評価に至った理由	
総務 (森林保険)	第3-2(1)	積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、 ・毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 ・必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 (その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。)	B	B	・森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置・開催し、積立金の規模の妥当性について検証を行った。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (森林保険)	第3-2(2)	保険料収入の増加に向けた取組	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。	B	B	・各種媒体を用いた広報活動等を実施した。 ・林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した。 ・継続契約の更新確保に向け、森林組合系統と連携した保険契約の満期案内を送付した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (水源林造成)	第3-3(1)	長期借入金等の着実な償還	コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、外部有識者を含む水源林造成事業リスク管理委員会を開催し、検討を行う。	B	B	・長期借入金について、年度計画に基づき事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ長期借入金等を確実に償還した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (水源林造成)	第3-3(2)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。	B	B	・事務所借り上げ経費の削減や電気使用の抑制など事務・業務の効率化及び経費の削減を図るとともに、人件費や事業費についても削減に努め、年度計画の削減目標を達成した。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (水源林造成)	第4-(3)	水源林造成事業等(短期借入金)	25億円 (想定される理由) ・借入金の償還(元金均等半年賦)とその財源となる負担金等の徴収(元利均等年賦)等の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足	B	B	・短期借入金の借り入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札(引き合い)により、より低利な資金調達に努めている。また、短期借入金(19.1億円)は年度計画限度内(25億円)の範囲内であり、年度内に確実に償還を行った。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
総務 (水源林造成)	第5	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画	1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 18,000 ha	B	B	・中長期計画で処分が計画されていなかった不要財産の処分を適切に実施した。 ・不要財産以外の重要な財産の譲渡については、水源林造成事業等において立木の販売面積は年度計画の上限内であり、適正に処理を行った。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

27年度評価

項目		年度計画	自己評価		大臣による評価(案)	
			評価	評価	評価に至った理由	
総務 (研究開発)	第7-1	施設及び設備に関する計画 施設・設備の内容 予定額 197 (単位:百万円) 排水配管漏洩検知装置設置(本所) 排水配管漏洩検知装置設置(関西支所) 研究本館空調設備改修(本所)	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の一部改正に対応して設備の設置を行うとともに、老朽化した設備を改修し、適切な対応が行われた。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。 	
総務 (共通)	第7-2	人事に関する計画 (1) 人員計画 ア 研究開発 ・職員の重点配置等を行う。 ・管理部門の効率化に伴う適切な要員配置をする。 イ 森林保険業務 ・職員の適切な配置等を行う。 ウ 水源林造成事業等 ・事業の見直し及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。 (2) 人材の確保 ・研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。 ・森林保険業務については、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人員計画 ア 研究開発 ・研究開発業務については、研究成果の橋渡しのための研究コーディネーターを設けるなど、業務の効率的・効果的な推進のために組織の再編が検討され、平成28年4月1日にそれが実行された。 イ 森林保険業務 ・森林保険業務については、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等の観点から、適切な人材が配置された。 ウ 水源林造成事業等 ・水源林造成事業等については、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制とする観点から、適切な職員の人事等が行われた。 (2) 人材の確保 ・研究開発業務については、任期付研究員女性研究者・外国人研究者が積極的に採用され、多様な人材が確保された。 ・森林保険業務については、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等の視点から適切な人材が確保された。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。 	
総務 (共通)	第7-3	環境対策・安全管理の推進 ・「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。 ・省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標(数値目標)を設定し、PDCAサイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、環境負荷を低減する。 ・環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。 ・老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。 ・薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。 ・森林整備センターにおける職員等の安全衛生に係る取組を実施するとともに、造林者等に対して安全管理に関する指導等を実施する。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害予防として、放射線業務従事者に対し必要な教育訓練を行った。 環境対策として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。 省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供や協力依頼を行い、目標を達成した。 研究及び事業活動にかかわる環境報告書を作成し、ホームページに掲載・公表した。 薬品管理については、PRTR 法等に基づいた管理を行うとともに、安全衛生委員会による職場巡視を行い、必要な指導・助言を行った。 森林整備センターにおける現場業務の安全について、「現場出張時の労働安全対策の手引き」を策定し、安全管理・指導体制の整備を行った。また、造林者に対する安全衛生対策を実施した。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。 	
総務 (共通)	第7-4	情報の公開と保護 ・研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応をする。 ・研究開発においては、文書決裁の電子化を進める。 ・個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。 ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正する。 ・役職員向けの情報セキュリティハンドブック(解説資料)を改訂する。 ・全役職員を対象とした自己点検を実施する。 ・eラーニングシステムを用いた定期的な教育及び研修を実施する。 ・「標的型メール攻撃」に対する教育訓練を実施する。 ・情報セキュリティ対策に係る監査の充実や内部統制の充実・強化を図る。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿情報をホームページに掲載するとともに、職員を公文書管理に関する研修会へ参加させた。 個人情報の保護については、電子計算機、複写機の廃棄時にデータを消去するなど、適切な対応が行われた。 内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年度版)」を踏まえて、情報セキュリティポリシーの改訂を行った。 情報セキュリティハンドブックの改訂を行い情報漏洩等の最新の社会情勢を反映させた。 情報セキュリティ教育計画を策定し、年2回の情報セキュリティ教育研修を行い、eラーニングシステムを活用した。また、情報システムセキュリティ管理者向け研修会等に担当者を参加させた。 標的型メール攻撃に対する訓練等のインシデント対応訓練を実施した。 以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。 	

27年度評価

項目		年度計画	大臣による評価(案)		
			自己評価 評価	評価	評価に至った理由
総務 (研究・ 水源林 造成)	第7-5	<p>積立金の処分</p> <p>(1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。</p> <p>(2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。</p> <p>(3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。</p>	B	B	<p>(1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産(研究用機器等)の減価償却に要する費用等に 13,854 千円を充当し、収支の均衡を図った。</p> <p>(2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金のうち、297,574千円を借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を行った。</p> <p>(3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金のうち、239,214 千円を負担金の徴収事務、長期借入金等の償還事務及び事後評価等の費用に充当し、負担金の徴収等及び長期借入金等の償還等に係る事務を円滑に行った。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>